

長 建 協 発 第 2 6 9 号
平成 2 6 年 9 月 1 1 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

1 0 月における年次有給休暇の取得促進に係るリーフレットについて

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」において「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、2 0 2 0 年までに年次有給休暇の取得率 7 0 % の数値目標が掲げられており、また、「日本再興戦略」改定 2 0 1 4 （平成 2 6 年 6 月 2 4 日閣議決定）でも「年次有給休暇取得促進等の検討を労働政策審議会で進める」と盛り込まれている等、年次有給休暇の取得促進の取組を受け、この度、全建を通じ厚生労働省より別添のとおり標記について周知依頼がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。